

平成27年6月26日

# 株主各位

東京都台東区北上野二丁目23番5号

**株式会社 イチケン**

代表取締役社長 長谷川 博之

## 第89回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年6月26日開催の当社第89回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

**報告事項** 第89期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は原案どおり承認可決され、平成27年6月29日を効力発生日として、利益剰余金から、当社普通株式1株につき7円(普通配当5円、記念配当2円)の割合をもって、総額251,700,897円の金銭による期末剰余金の配当を行うことを決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決され、本店所在地の変更及びかかる変更に関する附則の新設並びに会社法の改正に伴う責任限定契約締結可能対象者の変更を決定いたしました。

なお、その具体的内容は末尾記載のとおりであります。

**第3号議案** 取締役7名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、長谷川博之、吉田稔、古川仁一、西出英雄、本山洋平、藤田進、武内秀明の各氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、本山洋平氏、藤田進氏及び武内秀明氏は社外取締役であります。

#### 第4号議案 当社取締役が付与する株式報酬型ストックオプションの内容承認の件

本件は原案どおり承認可決され、本総会の日から1年以内に取締役(社外取締役を除く)に割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の概要を次のとおり決定いたしました。

- ①新株予約権の上限を50個(普通株式50,000株)とする。
- ②新株予約権と引換えにする金銭の払込金額は、新株予約権を割り当てた日における当社株式の市場価格及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額等をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算出した公正価額相当額とする。但し、これを新株予約権者の当社に対する報酬請求権をもって相殺することとし、新株予約権と引換えにする金銭の払込みを要しない。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行もしくは移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに発行もしくは移転すべき株式数を乗じて得られる金額とする。
- ④権利行使期間は、本総会の日から20年間の期間内で、取締役会の決議により決定する。
- ⑤新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時までに取締役の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権を喪失する。
- ⑥新株予約権者は、取締役の地位を喪失するまでは権利行使できず、取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間、かつ権利行使期間内に限り、権利行使できるものとする。
- ⑦新株予約権の募集事項及びその他の細目事項については、取締役会の決議により決定する。

以上

#### 定款変更内容

(下線部分は変更部分であります。)

変更前	変更後
第1章 総 則 (本店の所在地) 第2条 当社は、本店を東京都 <u>台東区</u> に置く。	第1章 総 則 (本店の所在地) 第2条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。

変 更 前	変 更 後
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第28条</p> <p>〔第1項省略〕</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第38条</p> <p>〔第1項省略〕</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>〔新 設〕</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第28条</p> <p>〔第1項省略〕</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第38条</p> <p>〔第1項省略〕</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第2条(本店の所在地)の変更は、平成27年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

【お知らせ】

《代表取締役の選定》

本総会終了後の取締役会の決議により、長谷川博之が代表取締役社長にあらたに選定され、就任いたしました。

《本店の移転》

本総会終了後の取締役会におきまして、本社及び東京支店事務所の移転に伴い、本店所在地を次のとおり変更することが決議されました。

移 転 先：東京都港区芝浦一丁目1番1号

本店移転日：平成27年7月21日